

## 【Q&amp;A】沖縄県社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（障害児者福祉施設）

NO	項目	質問内容	回答
1	協議 対象	<p>募集要項(8) 過去3年間の法人の決算において損失が発生していないこと。の要件がありますが、コロナ禍で新規利用児がなく7年間でその1期だけ赤字となった。しかし、その後、持ち直し事業拡大の上現在は損失はない。</p> <p>昨今の災害で医療ケア児の利用児家族の避難に課題を感じ、自施設を使って課題解決の1つとしたいと考えている。その中で、この制度を知り活用したいが、コロナ禍の特殊な状況に対する緩和措置はないのか？質問したい</p>	募集要項（8）において、コロナ禍を理由とした特別な取扱は設けておりません。
2	その他	過去3年分の国税及び地方税の納税証明書については、税金が滞納していない証明書が必要なのか、それとも納税の金額が必要なのか？。	納税証明書が必要となります。
3	その他	寄付を予定しておらず、様式第3号資産申立書は提出不要か？。	寄付を予定していない場合は不要です。
4	その他	借入を予定しておらず、借入金償還（計画）調書の提出は不要か？。	借入を予定していない場合は不要です。
5	補助 対象	様式第1号 11 整備内容について、通所者が雨天時に利用するカーポート（屋根付き駐車場）は、補助の対象として差支えないか？。なお、設備費の消費税も補助対象としてもいいのか？。	カーポート（屋根付き駐車場）については、外構にあたるため補助対象外となります。消費税については、補助対象となる設備費の消費税であれば補助対象となります。
6	その他	実地指導結果について、直近1回分しか保存しておらず、直近1回分のみの提出でも構わないか？。	実地指導を受けた実績が1回のみの方にはあたっては、1回分のみの提出で構いません。